

協議会規程第3号

大阪府豊能地区教職員人事協議会委員等の費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪府豊能地区教職員人事協議会規約第29条第2項の規定に基づき、大阪府豊能地区教職員人事協議会（以下「協議会」という。）の会長、委員及び職員（以下「委員等」という。）の費用弁償等の額及び支給方法を定めるものとする。

(費用弁償の額及び支給方法)

第2条 委員等が、協議会の職務を行うため旅行する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法については、会長の属する市又は町の条例、規則その他の規程の例によるものとする。

(報酬)

第3条 会長及び委員は、無報酬とする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員等の費用弁償等について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。